

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事録概要

開催日時

平成 22 年 3 月 26 日（金） 14:00～16:00

開催場所

滋賀県庁東館 7 階大会議室

出席委員

川地部会長、遠藤委員、笠原委員、上総委員（代理）、木村委員、塚本委員（代理）、寺田委員、鳥塚委員、中野委員、中村委員、原委員（代理）、藤井委員、細田委員、増田委員、和田委員
（全 24 委員、出席 15 委員、欠席 9 委員）

議題

- ・平成 22 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
- ・平成 21 年度地下水水質調査結果について（報告）
- ・その他

平成 22 年度公共用水域水質測定計画について
事務局からの説明後、以下の質疑がありました。

【笠原委員】 資料 2 のほうで、新しく水生生物の保全に係る環境基準が水域ごとに指定されていますが、魚類等の調査をされた結果から類型指定をされているのでしょうか。A 類型に指定された北湖に特 B の水域がありますが、各類型の関係について教えてください。

【事務局】 類型指定は環境省が行っております。その考え方について確認したところ、琵琶湖には、さまざまな水生生物が生息しているため、生物種により類型指定をすることは困難であったことから、南湖もしくは北湖の年間の水温により類型指定をしたと聞いております。

また、特 A、特 B という産卵繁殖場に関する水域については、生育場となるヨシ帯や水草帯があるということに加え、産卵が確認されている地点を選び、その地点で実際に産卵していた魚種がコイ、フナ、ホンモロコであったことから、特 B に指定したと聞いております。

【川地部会長】 水生生物の保全に係る環境基準の指定水域のうち、琵琶湖北湖の(2)（長浜市湖北町延勝寺地先）では、毎年多くのハクチョウやヒシクイのような渡り鳥が飛来することから、糞などの影響を受けるのではないのでしょうか。

- 【事務局】 水生生物の保全に係る環境基準は、年間の平均値で評価することになっております。このことから、一時的に水質に異常があったとしても、おそらく評価には影響しないのではないかと考えております。
なお、影響がある場合は、対応を検討します。
- 【笠原委員】 河川では、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定をされた地域はありますか。
- 【事務局】 国の管轄する河川については、類型指定がされています。
県の管轄する河川については、県が類型指定することになっておりますが、現在のところ類型指定はしておりません。
- 【増田委員】 水生生物の保全に係る環境基準は、全亜鉛が年平均で 0.03mg/L 以下ということですが、資料 2 に示されている今回設定するにあたり計測された数字も年平均なのでしょうか。
- 【事務局】 違います。
- 【増田委員】 何回測定されたのですか。
- 【事務局】 場所によりますが、1 回から 2 回です。
- 【増田委員】 そうすると、季節変動とかは確認されていませんね。
- 【事務局】 はい。これから把握することになります。
- 【増田委員】 琵琶湖北湖(3) (高島市針江地先) では、 で全亜鉛が 0.007mg/L 検出されています。また、 でも検出しています。季節変動等を確認するのであれば、 に限定せずに調査地点の決定については流動的に考えても良いのではないのでしょうか。
- 【事務局】 今のご意見考慮させていただいて調査地点を確定したいと思います。
- 【中村委員】 水生生物の保全に係る環境基準は、なぜ全亜鉛なのですか。
- 【事務局】 平成 12 年ころから環境省で検討がされており、当初は水生生物に影響があるであろう化学物質が 80 物質上げられました。その後、検討が重ねられ、公共用水域での検出状況も踏まえ、全亜鉛が環境基準項目となりました。現在も、環境省で環境基準項目について検討していると聞いております。
- 【川地部会長】 水生生物とは、植物、動物も示すのですか。
- 【事務局】 基本的に魚と、あとは藻類、えさ生物という観点で整理されています。

平成 21 年度地下水質測定結果について
事務局からの説明後、以下の質疑がありました。

- 【中野委員】 表 1-1 を見ると、砒素が検出された地域が多いが、原因究明はしているのでしょうか。
- 【事務局】 検出井戸周辺調査を行う際に、周辺の事業所等の砒素の使用状況等の情報を収集し、検出の原因について検討しております。
その結果、これらの地域におきましては、人為的な原因による汚染とは考えられなかったことから、自然的な要因により、砒素が検出したものと考えております。

- 【川地部会長】 滋賀県では、以前から高いレベルの汚染ではありませんが、自然由来と思わざるを得ないような砒素の検出があります。
- 【原委員】
(代理) 表3-2のうち、草津市南山田・山田地区と東近江市平林町で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準 10mg/L に対して 29mg/L と高い濃度で検出されています。また、表3-4を見ると、これらの地域で、平成20年、19年に比べ、平成21年は、極端に高い値になっています。この原因について教えてください。
- 【事務局】 これらの地域は、農地等が多くございますので、農地由来の硝酸性窒素や亜硝酸性窒素が検出されたものと考えておりますが、農地は面的な広がりがあることから、具体的な汚染源の特定にはいたっておりません。
また、濃度の変化については、調査時の地下水位や流向の影響によるものと推察しております。
なお、県では、このような濃度変化も考慮して、過去に汚染のあった地域において、概況調査時に確認のための調査を実施しております。
- 【川地部会長】 硝酸態窒素については、農地由来であることははっきりしていると思います。ただ、表3-3を見ると、多くの地域で濃度が低下しているのに対して、これらの地域では、濃度が上昇しています。
県では、環境こだわり農業を推進しているようですが、農業者や農業指導者と連携して、何か対策した方が良いのではないかと個人的には思います。
- 【中村委員】 転作した場合、稲作より麦作のほうが肥料を5倍ぐらい多く使うと一般的には言われています。転作の影響についても、一度調べる必要はあるのではないかと思います。
- 【川地部会長】 このような意見もありますので、一度フォローされた方がいいのではないですか。
- 【事務局】 今のご指摘、十分に考慮させていただきまして今後検討していきたいと思っております。

平成22年度地下水質測定計画

事務局からの説明後、以下の質疑がありました。

- 【笠原委員】 測定頻度はどのくらいですか。
- 【事務局】 概況調査では、各メッシュを5年で一巡していますが、その年に調査を実施するメッシュでは、年1回調査を行っております。定期モニタリング調査につきましては、新たに汚染監視地域となった地域や経過観察調査を行う地域では年2回、それ以外の地域では年1回となっております。
- 【笠原委員】 この頻度で、代表性は確保されるのでしょうか。同一地点での変動について調査をしたことがあるのでしょうか。または、今後調査をする予定があるのでしょうか。

- 【事務局】 現在の測定計画で、年1回という頻度になる以前は、年4回の季節変動見ていた時期がございました。その経過も踏まえ、頻度を年1回にするということで、過去の審議会です承を得て、現在の頻度になっております。ご指摘の季節変動に加え、調査の時期についても考慮する必要があると思いますが、事案ごとに評価したうえで、測定計画の中では年1回としております。
- 【川地部会長】 公害防止条例の改正にともなう、事業者からの地下水測定結果の報告は、大体予定通りされているのですか。
- 【事務局】 条例に基づきまして報告の義務がある工場、事業場数は、およそ125です。このうち、報告のあった事業者数は114ございまして、概ね把握できている状況にあります。残りの工場、事業場におきましても、報告をするように指導しているところでございます。
- 【川地部会長】 それでは、大体把握できているということですね。

その他

- 【中野委員】 県内の大気自動測定局数に関する質問
- 【鳥塚委員】 長浜市の事業場における地下水汚染事案に関する対応について